

確 認 書

結婚希望者（登録者）と結婚お世話役は、以下の点について互いに了解のうえ、今後の結婚活動を二人三脚で進めていきます。

1 結婚お世話役の活動に関すること

- ① 結婚お世話役は、結婚希望者（登録者）の結婚活動をサポートし、結婚希望者（登録者）のお相手探しに努めるが、すぐに相手が紹介できるとは限らず、全く会えない場合もあること。また、交際に至ったとしても必ずしも成婚まで結びつくものではないこと。
- ② 結婚希望者（登録者）が同時にサポートを受けられる結婚お世話役は、1人だけであり、複数の結婚お世話役に申し込むことはできないこと。
- ③ 相手探しは、結婚希望者（登録者）情報一覧表を活用するなど、結婚お世話役間で結婚希望者（登録者）の情報を広く共有しながら行うこと。
- ④ 結婚お世話役は引き合わせ（お見合い）の相手を紹介する際に、複数の相手を同時に紹介することはしないこと。

2 結婚お世話役活動の期間

- ① 結婚お世話役は、本日から1年を経過した年の3月末をもって原則として結婚お世話役活動を終了すること。但し、結婚お世話役及び結婚希望者（登録者）の双方が結婚お世話役活動の継続に合意すれば、活動を継続できることし、以降、毎年3月末に継続の確認及び登録内容の見直しを行うこと。
- ② 結婚希望者（登録者）の都合で結婚お世話役活動を中止したい時は、1年を経過しなくても申し出により中止もしくは登録を取り消すことができること。
- ③ 結婚希望者（登録者）が結婚お世話役とのルールを守らない場合等、1年を経過しなくとも理由を説明した上で、結婚お世話役活動を終了する場合があること。
- ④ 結婚希望者（登録者）と連絡が取れなくなった場合は、結婚お世話役の判断で、登録を取り消すことがあること。

3 結婚希望者（登録者）として配慮すべきこと

- ① 結婚希望者（登録者）は、結婚お世話役が無償で活動していることを鑑み、特に金銭的な負担をかける行動や行為は慎むこと。
- ② 紹介する相手ができ場合は結婚お世話役から連絡するので、相手の紹介予定を確認する等の理由で、頻繁に結婚お世話役に連絡しないこと。
- ③ 結婚希望者（登録者）は、結婚お世話役からの連絡を待つだけでなく、自ら結婚に向けた活動を行うこと。
- ④ 結婚希望者（登録者）は、引き合わせ（お見合い）後に交際に至った場合、その後の状況について、随時結婚お世話役に報告すること。
- ⑤ 上記のほか、結婚希望者（登録者）は「二本松市結婚お世話役利用のご案内」に記載された留意事項及びシステム・ルールを遵守すること。
- ⑥ 結婚お世話役制度を安心してご利用していただくため、これらに反する行為があった場合は、二本松市が結婚希望者の登録を抹消する場合があります。

4 個人情報の取扱い

- ① 結婚希望者（登録者）は、結婚お世話役との結婚活動により知り得た情報及び事項について、第三者に漏らすことがないよう秘密を厳守すること。
- ② 結婚お世話役は、活動に際して得た個人情報について、結婚希望者（登録者）に利用の目的、範囲、方法について明示し、本人の許可なく第三者に漏らすことがないよう秘密を厳守すること。
- ③ 結婚お世話役は、活動終了時には保有した個人情報は本人に返却するか、相談者の同意を得て完全な形で破棄すること。

5 その他

結婚お世話役が引き合わせ後に発生したトラブルについては、結婚希望者（登録者）が当事者同士で解決すること。

令和 年 月 日

結婚希望者（登録者） _____

結婚お世話役 _____

※ 2部作成し、結婚希望者（登録者）と結婚お世話役それぞれが1部ずつ保管してください

（2枚中、2枚目です）